


 TOPICS
4

トピックス…④

今後の生乳取引のあり方について

—生乳取引のあり方等検討会報告の概要—

農林水産省は平成 27 年 10 月、生産局長の諮問機関「生乳取引のあり方等検討会」（座長：前田浩史 Jミルク専務理事）が取りまとめた報告書『今後の生乳取引のあり方について』を公表した。同検討会は、平成 27 年 7 月 21 日から 10 月 9 日までの間、5 回にわたって開催され、平成 28 年度以降の生乳取引に反映すべき事項について議論を重ねてきた。

「生乳取引のあり方等検討会」の設立は、自民党生乳流通・取引体制等検討ワーキングチームが取りまとめた『今後の生乳流通・取引体制等のあり方について』（平成 27 年 7 月 9 日）において、生乳取引のあり方の検討については、「農林水産省は、指定団体及び乳業者が、平成 28 年度の取引から適用できるよう、生乳取引のあり方に係る事項について検討する場を設けるべきである」という指摘を受けたものである。

同検討会は、「乳製品・加工原料乳制度等検討委員会」による報告『生乳取引のあり方についての考え方』（平成 12 年 11 月）を踏まえつつ、①乳価改定が適切に行われるための交渉期限の設定や地域ごとの生産コスト等を踏まえた乳価交渉のあり方、②生産費調査を補完する直近の生産資材等の統計データの提供方法、③乳価交渉の結果やその経過並びに根拠等の生産者への周知方法等、④生乳の有利販売の拡大、⑤現在の需給動向を適切に反映し得る生乳の入札制度の導入に向けた具体的な対応、について検討を進めた。

同検討会での議論を踏まえ、平成 28 年度以降の生乳取引に当たっての取組事項として、次のとおり取りまとめた。

1. 乳価改定が適切に行われるための交渉期限の設定等

- 指定団体及び全国連と乳業者（取引当事者）は、年度ごとに価格を改定することとし、製品価格への転嫁に要する期間を踏まえ、毎年度 12 月末までに価格改定等を決着させることを基本とする。
- 生乳取引契約の期間は、現行の 1 年を基本としつつも、需給や生産コストの動向等に大きな変化があった場合、取引当事者の交渉により契約期間中においても必要に応じて乳価の改定を行うものとする。
- 取引当事者は、指定団体ごとの生乳及び牛乳乳製品の需給・価格、生産コストの動向等を参考に、生乳の用途別に取引価格を決定する。

2. 直近の生産資材等の統計データの提供方法

- 農林水産省の牛乳生産費統計（都府県分）のデータの公表時期を、平成 27 年度から年内に前倒しする。
- 農林水産省等の保有する生産資材等の価格に関する統計データを、迅速に関係者に提供する。

3. 乳価交渉の結果等の生産者への周知方法等

- 指定団体は、乳価交渉への生産者の参画に十分に配慮して、生乳受託販売委員会を開催するとともに、指定団体の会員団体等と連携して、生産者の意向を適切に把握する。
- 乳価交渉終了後、妥結額に加え、要求内容、乳業者からの回答内容、交渉妥結額の根拠、適用時期等の情報も生産者に提供する。
- 指定団体は、会員団体等の生産者部会等の場で直接生産者に交渉結果を説明するなどにより、生産者に適切に情報が届くよう丁寧な説明に努める。

4. 生乳の有利販売の拡大

- 乳業者は、指定団体等と連携しつつ、消費者ニーズを踏まえた「特色ある牛乳乳製品」の製造販売の取組を進めるため、「特色ある生乳」のプレミアム取引を一層拡大する。
その際、特に優れた品質を有する生乳や特色ある取組によって生産された生乳についても「特色ある生乳」の対象とする。
- 上記のような「特色ある生乳」のみならず、需給状況によっては、乳業者等の求める生乳の「量」の確保といった有利販売につながる可能性のある新たな取引要素についても検討を進める。

5. 入札制度の導入に向けた具体的な対応

- 指定団体は、入札取引を平成 28 年度から試行的に実施する。
 - (1) 乳製品向け生乳
乳製品向け生乳（用途無指定）を対象に、指定団体、乳業者と協議の上、需給状況等を勘案した可能な数量で実施。
 - (2) 飲用向け生乳
プレミアム取引を前提に、生産者や生産者集団が主体的に販売を行うことを希望する「特色ある生乳」を対象に、生産者や生産者集団が希望する数量を実施。